



平成 19 年 12 月 25 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 折口 雅博  
(コード番号 4723 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 広報 I R 部長 大迫 一生  
(TEL . 03-3405-9262)

### 当社子会社株式会社グッドウィルの社内処分について

平成 19 年 12 月 22 日付け『当社子会社「株式会社グッドウィル」の予定される不利益処分の通知に関するお知らせ』で発表しました通り、当社子会社株式会社グッドウィル(以下グッドウィル)は、本日開催の取締役会にて下記社内処分につきまして決議し、当社もこれを承認致しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 「株式会社グッドウィル」社内処分について

グッドウィル社は、この度予定される不利益処分を厳粛に受け止め、下記の通り社内処分を平成 20 年 1 月より実施する予定であります。また違反行為の再発防止に努め、社内のコンプライアンス体制強化・意識の徹底に全社を挙げて取り組んで参ります。

代表取締役社長	神野 彰史	役員報酬月額 50%を 6 ヶ月返上
常務取締役 経営企画室長	中元 一彰	役員報酬月額 30%を 6 ヶ月返上
常務取締役 事業本部長	平井 剛	役員報酬月額 30%を 6 ヶ月返上
常務取締役 B I Z 事業本部長	島田 忠信	役員報酬月額 30%を 6 ヶ月返上
取締役 管理本部長	黒川三千一	役員報酬月額 20%を 6 ヶ月返上
取締役 事業副本部長	坂入 孝治	役員報酬月額 20%を 6 ヶ月返上
執行役員 事業副本部長	五十嵐康夫	月額給与 10%を 6 ヶ月減給
執行役員 事業副本部長	神戸 信幸	月額給与 10%を 6 ヶ月減給
執行役員 事業副本部長	田口 直樹	月額給与 10%を 6 ヶ月減給
執行役員 事業開発管掌部長	守本 真之	月額給与 10%を 6 ヶ月減給
執行役員 北日本管掌部長	中川光一郎	月額給与 10%を 6 ヶ月減給

以上